

Cost Estimate

ADIRA 670 SP

車両・オプション価格	
車両本体価格	8,480,000
車両本体課税対象額	8,480,000
オプション価格	
車両販売価格	8,480,000
販売諸費用(課税対象)	
検査・登録・届出	35,000
車庫証明	
査定料	
納車費用(実費)	
納車準備費用	35,000
予備検査費用	100,000
輸送費用	95,000
ベース車改造申請	
連結検討申請	
下取車諸手続	
県外下取車諸手続	
イナフ保証	
小計	265,000
販売諸費用(非課税)	
検査・登録(印紙)	3,000
車庫証明(印紙)	
下取車諸手続	
JAF加入料	
自動車諸税・保険料	
自動車税	
取得税	210,000
重量税	50,400
自賠責保険料	37,660
諸費用合計	566,060

消費税	424,000
-----	---------

小計	13,250
----	--------

オプション	
	輸送費用は別紙お届け輸送費用一覧を
	ご参照下さい。
	車庫証明提出はご本人様にて
	納車費用につきましては都道府県により
	異なりますので別途見積賜ります。
	自動車税は各都道府県、納車月により
	異なりますので別途見積賜ります。
	販売店様により諸経費等がことなる場合
	がございます。
オプション計	

下取車			
年式		車検有効期限	
登録番号		車体番号	

下取車価格	
小計	

ご注文時、ベース車両の一部負担金として100万円をご用意いたします。
 検査登録費用・車庫証明費用・自動車は各県で費用が異なります。
 ご自宅での納車をご希望の方は、納車費用(実費)がかかります。

お支払金額 ￥ 9,483,310

8,480,000 566,060 437,250 9,483,310
 車両販売価格 + 諸費用合計 + 消費税合計 = 総合計

Jun.15.'2003



株式会社 アルク

- キャラバンパーク山口
山口県徳山市原宿町7-27
cara-park@alk.co.jp Phone 0834-32-7188 Fax 0834-32-7118
- キャラバンパーク広島
広島県広島市安佐南区紙漕一丁目37-7
cara-park@alk.co.jp Phone 082-832-2277 Fax 082-832-2288
- 本社営業部
山口県徳山市原宿町7-27
alk-sai@alk.co.jp Phone 0834-32-7113 Fax 0834-32-7118

購入者	ALC Co., Ltd			様
住所	〒			
電話番号				
ファックス		担当	荒川	

注文書特約事項

申込金の性格と充当)

- 1) ① 注文者は販売会社に対し、注文と同時に申込金を支払うものとします。
② 申込金は手付金として申し受けます。
③ 申込金は契約成立後は、売買代金の一部に充当されるものとします。

注文に応じられない場合)

- 2) 販売会社がこの注文に応じられない場合、注文書は一切異議ないものとします。
この場合、申込書原本および申込金はそのまま注文者に返還されるものとします。

申込の撤回による損害賠償)

- 3) 注文者が申込を撤回し、このため販売会社に損害が生じた場合、申込金と対等額で相殺されても異議ないものとします。

契約書類・下取書類の引渡時期)

- 4) 注文者は、割賦販売(または割賦購入あっせん)契約書類・下取書類を契約成立日(又は注文書日付)までに販売会社に渡すものとします。

支払について)

- 5) 注文者は、付帯費用を自動車の登録日までに、頭金を契約成立日に、残金を表記のとおり自動車と引換えに支払うものとします。

下取車の性格・担保責任・再査定)

- 6) 注文者は、下取自動車を売買代金の一部の支払いのため、代物弁済として販売会社に引渡します。従って、下取自動車について抵当権・差押・公租公課の滞納等一切の負担がないことを保証し、万一負担がある場合は、注文者の責任において処理します。また下取自動車につき、販売会社に引渡すまでの間に状態に変化が生じた場合、再査定された価格をもって下取価格とされても異議ないものとします。

下取車の自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)料および自動車税)

- 7) 下取自動車の自賠責保険の未経過保険料については、下記算式により解約返戻金を算出し、その相当額を下取車価格に含めることとします。

$$\text{解約返戻金} = (1\text{ヶ月分の解約保険料}) \times (\text{未経過月数} - 2)$$

(ただし、未経過月数は満月数、1,000円未満は四捨五入)

下取自動車の納付済自動車税の期日未経過分については、販売会社に対する現物の引渡しおよび名義変更手続き完了の翌月分から、月割で注文者にその相当額を返金するものとします。

下取車の引渡時期と引取費用)

- 8) 注文者は、下取自動車を購入した自動車の引渡しと引換えに販売会社に引渡します。万一引換えに引渡しできない場合、または下取自動車が自走不能の場合は、下取車諸手続代行費用(円)の他にその引取に要する費用を販売会社に支払うものとします。

新車の保証)

- 9) 注文者は、自動車の引渡しを受ける際に、注文の自動車と相違なく、かつ自動車の装備・外観等が良好な状態にあることを確認のうえ、引渡しを受けるものとします。
万一、自動車に不具合が生じた場合は、販売会社は保証書に従って保証するものとします。

中古車の瑕疵担保責任)

- 10) 中古自動車の注文者は、価格ステッカーおよび車両状態説明書、もしくは整備明細書に表示の走行距離、前使用者の使用態様等により通常生ずる瑕疵について一切異議を述べません。保証書の交付を受けた場合はその範囲内の保証がなされるものとします。

自動車損害保険の付保義務)

- 11) 注文者は、債務を完済するまで自動車に対し、販売会社の指示に従い保険会社と自動車保険契約を締結するものとします。

持込車検の費用)

- 12) 注文者は、登録・届出のため、自動車の回送を要する場合は、登録・届出手続代行費用(円)のほかにこれにかかる費用を支払うものとします。

遠隔地への納車費用)

- 13) 注文者は、自動車の引渡し場所が、離島または販売会社にとって特に遠隔地となる場合は、納車費用(円)の他にこの輸送に特別に要する費用を支払うものとします。

訪問販売の場合であっても、自動車はクーリングオフの適用はありません。